

## 晩清中央政府の法制官董康の日本監獄視察について<sup>1</sup>

孔穎

### はじめに

これまでの近代日中関係史に関する研究は、主に政治、経済などに主眼を置かれ、多くの業績を重ねてきた。しかし、清末の中国が法整備を過程で、明治以降の日本の法制度の受容に力を入れたことには着目されてはいるが研究はあまり進んでいない。そのうち特にこれまで看過されてきたものに監獄制度があったが、これまで中日の学者の研究は皆無に近いと言える。

清末の法政改革と日本視察というテーマに関して言えば、これまで故早稲田大学教授実藤恵秀が名づけた清末の官紳が書いた日本視察記いわゆる「東遊日記」の類の記録に、清末の中国から日本の監獄への視察が実に多く行われたことに気づかされる。

監獄といえば、暗いイメージが先行し、抵抗感がある人は少なくないであろう。しかし、「監獄の実況を見て、その国の文明と野蛮を測ることが可なり」というように、監獄は近代西洋文明の代表的なシンボルとして、早くから中国の有識者から注視されてきた。そして、清末の領事裁判権を西欧諸国から奪回するためには、西方列強に清国の監獄制度の不備を一つの口実として拒絶されたため、清国政府は新政改革の不可欠な一環として監獄制度の改革に力を注いだのである。

このような背景のもとで、中国人の日本視察において東京の巢鴨監獄をはじめとする監獄は常に考察の対象とされた。1905年8月から、清政府は各州県の地方官が就任する前には、まず日本を視察しなければならないと命じた。視察内容は「政法に関すること、例えば、学校、警察、監獄、道路、水利、財政、武備製造及び農工商漁などの実業」が定められた。しかも、官費視察者のみならず、私費視察者の多くも監獄を視察の対象に加えた。そのため1903年から1910年までの7年間に清末の監獄改革のために派遣された人数は92名にも達している。

従来、中国人の海外留学、とくに日本留学については、研究の蓄積が多いが、中国官紳の日

---

<sup>1</sup> 本稿は、2009年度中国教育部人文社会科学研究青年基金項目の研究費による成果の一部である。

本視察については必ずしも先行研究が多いとはいえない。留学生の近代中国への貢献は、無論大きかったが、彼らが留学先から帰国するまでは、上記の日本視察を経験した中国の役人が、官職に就任して新政政策に直接関与した実施に移し、清末の中国で大いに活躍したことは歴然たる事実であるが、その事実は忘却されている。

そこで本稿は、このような来日の先駆者の一人として清末の修訂法律大臣沈家本の片腕とも見られた董康の事跡と彼の日本視察、特に監獄視察に関して述べるものである。

### 一、董康について

清末から民国において、近代日本の刑法を移植することに大きく寄与した重要な人物は世に広く知れ渡っている清末の修訂法律大臣沈家本の他に、沈家本の片腕である董康といえよう。沈家本の派遣によって、数回にわたって、日本へ渡航して、明治日本の司法制度及び監獄制度を視察し、日本の法律家を招聘した。

董康の日本訪問日記によると、民国二十二年（1933）十二月五日が彼にとって、過去の日々を思い出される感慨無量の日であった。

民國二十二年（1933）十二月五日 午後二時明治大學教授大谷美隆禦自動車來迓，導入客室。岡田、志田二博士先後至。二君為余昔年至契。岡田君出前清修訂法律館豎額，為張杏生所書，並云革命時，此額為勞動者所得，欲劈以代薪，出資留之，返國寄附于此作紀念。余環顧身世，不勝今昔之感。

とある。つまり、その日午後2時、明治大学教授であった大谷美隆は自動車を運転して董康等を迎えに来てくれた。法学博士の岡田朝太郎と志田鉦太郎も先後して到着した。二人とも董康の古い友人であった。<sup>2</sup>岡田博士は、「前清修訂法律館」の縦書きの額を見せてくれた。この額は張杏生が書いたもので、辛亥革命の時、労働者の手に入り、薪として切られるところ、自ら金を出して買い取った。帰国後、記念品として明治大学に寄付したのである<sup>3</sup>。董康はこの額を見て、思わず自分の生涯を振り返り人生のはかなさをつくづく感じ取ったのであった。

董康の一生とは、どのようなものであったかについて、次に董康自ら書いた日記や作品に基づいて追ってみたい。董康に関する中国側の研究は、彼の晩年の漢奸経歴のためか、中国の法律近代化における彼の貢献が看過されてきた。近年来、いくつかの研究成果が出ている。たと

---

<sup>2</sup> 岡田朝太郎は明治39年（光緒三十二年）から大正四年（民国四年）まで、志田鉦太郎は明治41年（光緒三十四年）から明治45年（宣統三年）まで、清国修訂法律館調査員及び法律学堂教員として、招へいされた。したがって、修訂法律館の総括責任者の董康と親交を深めたわけである。

<sup>3</sup> 董康『董康東遊日記』、河北教育出版社、2000年、第六卷、第2頁。

えば、上海社会科学院法学研究所研究員華友根の「論董康の刑法思想」<sup>4</sup>、華東政法学院教授何勤華の「董康其人其書」<sup>5</sup>、華東政法学院教授張伯元の「董康と法律文献整理」<sup>6</sup>などである。そして、2005年には董康の法学作品集である『董康法學文集』<sup>7</sup>も出版された。しかし董康の法学よりも彼の文献学の研究について識者の関心を集め、一歩進められているようである。たとえば、錢婉約の「董康日本訪書述略」<sup>8</sup>、李春光の「略論董康日本訪書」<sup>9</sup>、江慶柏の「董康誦芬室藏書與日本的關係」<sup>10</sup>などがあるが、これらの成果も董康の事績に関する年表にも間違いが多く、研究はまだ不十分で始まったばかりと言えるであろう。

董康の生年について、通説は1867年とされる。しかし彼の科挙の提出文書が収録された『清代朱卷集成』によると、「同治己巳（1869）三月二十二日吉時生」<sup>11</sup>とあることから、1869年が正確と言えるであろう。科挙試験の郷試に合格して挙人となったのは1888年、進士に昇格し、刑部主事を授かったのは翌年の1889年であった<sup>12</sup>。

1900年（光緒二十六年）に義和団事件が起こり、八国連合軍が北京に侵入した。董康は城紳の支持のもとで、「協巡公所」を創設し、治安の維持に努めた。そこで、まもなく刑部員外郎、郎中に昇進した。1901年、刑部湖広司主稿より刑部提牢庁主事に選抜され、死罪犯に関する裁判を行う秋審を総括し、また陝西司主稿（注：審議を進め、判決文素案を作成する役職である。主稿官の名はそれに由来する）も兼ねた<sup>13</sup>。

1902年、董康は帰郷して母の喪に服している。同年、修訂法律館が成立した。董康は上京して法律館校理、編修、纂修、総纂、提調などの各職を歴任し、同時に京師法律学堂の教務提調も兼ねて担当した。修律大臣沈家本の片腕として、直接に清末の変法修律に参加したのである<sup>14</sup>。

---

<sup>4</sup> 華友根「論董康の刑法思想」、『政治與法律』、2005年第6期。

<sup>5</sup> 何勤華「董康其人其書」、『国家檢察官学院学報』、2005年第2期。

<sup>6</sup> 張伯元「董康與法律文献整理」、『法律文化研究』、2005年。

<sup>7</sup> 何勤華、魏瓊編『董康法學文集』、中国政法大學出版社、2005年

<sup>8</sup> 錢婉約「董康日本訪書述略」、『図書情報工作』、2004年第3期。

<sup>9</sup> 李春光「略論董康日本訪書」、『日本研究』、2003年第3期。

<sup>10</sup> 江慶柏「董康誦芬室藏書與日本的關係」、『北京図書館館刊』、1999年第4期。

<sup>11</sup> 顧廷龍『清代朱卷集成』62、成文出版社、1997年、第321頁。

<sup>12</sup> 同書、第321頁。

<sup>13</sup> 前掲注7、第449頁。

<sup>14</sup> 「新舊刑律比較概論」（前掲注7、第481頁）によると、原文は「自前清修訂法律館之設起、董其事者為沈家本字敦、伍廷芳秩庸二公。最初康任校理、曆晉纂修提調」とある。「中國修訂法律之經過」（同書第462頁）によると、「本館（法律館）復興、沈大臣擢康為提調」とある。「刑法比較學凡例」

1906年9月、董康は大理院成立後、大理院推丞に任命された。この間に、中国史上最初の憲法大綱を編纂し、1908年(光緒三十四年)、清政府により試行された。これは董康が青年時代を過ごした南菁書院の同窓汪榮宝とともに、日本法学博士岡田朝太郎が作った「新訂法律草案」と刑部尚書薛允升が撰した「歴代法律沿革」を参考して、編集したものである。

1911年(宣統三年)、辛亥革命が勃発すると、日本へ避難し、大学に留学し、法律を専攻した。前清進士大理院民科推事の四品官吏<sup>15</sup>という身分であったため、近代日本留学生のうちでは政治的身分がもっとも高い一人と言えよう。

董康は、日本滞在中の生計を立てるために、当時携帯した貴重な中国の善本古籍を日本の収蔵家大倉氏に売却した。民国成立後、董康は帰国して政界に入り、回り燈籠のように民国司法各要職を歴任した。1914年(民国3年)2月に帰国し、署理大理院院長に任命された。5月、法律編査会副会長兼中央文官高等懲戒委員会委員長となる。8月、正式に大理院院長に任命された。同年、沈家本が逝去した。1915年(民国4年)、法典編纂会副会長を兼任する。11月には、全国選挙資格審査会会長となる。1917年(民国6年)11月、大理院地方捕獲審検庁庁長を兼任した。翌年7月、王寵惠とともに、修訂法律館総裁に任命された。1920年(民国9年)8月、董康は靳雲鵬内閣において司法総長に任命された。

この間に、董康は司法官の綱紀肅正につとめたほか、民事訴訟法の改正を行っている。翌年12月、王寵惠が後任の司法総長に任じられたが、就任しなかったため、1922年(民国11年)4月まで、董康が総長事務を代理している。同年の2月、董康は内外短期公債審査委員会委員長に任じられ、用途不明など問題のある公債に審査を加えた。5月、周自齊臨時内閣において署理財政総長をつとめた。しかし、給与引上げを求める政府職員団体の暴力行為で負傷したため、失意と憤懣により8月、辞任した。まもなく大理院長に任ぜられたが、院長の事務をとることなく欧米へ商務・実業の視察に向かう。<sup>16</sup>フランスに滞在した間に、フランスの国家図書館において「敦煌文書」を調べ、唐代の法律資料を収集している。

---

(同書第491頁)によると、「庚子拳亂之後，與各國別定商約，政府悟修訂法律之必要，於翌年即設專館，而以大臣董之。不佞以校理入館，受歸安沈公之特識，擢總纂晉提調」とある。

<sup>15</sup> 吳振域『近代中國史料叢刊第29輯 290 宣統三年冬季職官錄二』、文海出版社、1966年、京師・大理院章。

<sup>16</sup> 「中國巡迴審判考」(前掲注7、第743頁)によると、「猶憶西曆一九二二年，漫遊英倫，投轄之次日，蒙英外部招致參予英皇蒞議會宣佈愛爾蘭自主典禮」とある。「前清司法制度」(同書第360頁)によると、「民國十二年漫遊英倫，調查其司法系統，知治安裁判，與前清之行政官兼理司法無甚區異」とある。

1923年に帰国した後の董康は、代理大理院長をつとめていた余燊昌に職務を引き継ぎ、まもなく上海に移った。1924年春、董康は「収回上海会審公廨中方委員会」会長として、上京し、政府に無条件に会審公廨<sup>17</sup>を取り戻すように要請した。しかし、治外法権撤去の夢が破り、政界を離れ、上海法科大学院長に就任し<sup>18</sup>、東呉大学より法学博士号を授与され、東呉大学法学院で法律を教授した。また、董康は上海で弁護士事務所を開設し、法廷に出て江蘇の著名な工商業者張謇のために弁護した。そのほか、法律研究に専念し、中国古代法学著作を収集し整理し、清代法制史について研究を行った。この間、『中国法制史講演録』、『秋審制度』、『前清法制概要』などの作品を書き上げ<sup>19</sup>、さらに中国封建社会の秋審制度を欧米減刑委員会制度と比べ清代の再審制度の良い点を明らかにした<sup>20</sup>。

1926年（民国15年）、国民革命軍が北伐により江西省に入り、上海を支配していた孫伝芳とこれを救援しようとする奉天派の軍隊との衝突が発生の直前に、董康は、江蘇・浙江両省の代表として、孫に停戦を求めた。同年11月には、江西を加えた三省の民間有力者とともに三省連合会委員会が召集され、董康が主席に推戴された。董は引き続き孫と奉天派の張作霖に対して軍事行動の停止を呼びかけている。しかし、翌月、孫の強硬な軍事統制によって三省連合会は禁止され、董康は日本に亡命した。日本滞在中、古書を探し求め、日本での訪書記録とも言うべき『書舶庸譚』を著述した。

1927年（民国16年）5月、董康は帰国し、上海法科大学校長、東呉大学法学院院長などを歴任した。1931年（民国20年）には、中国国民党法官訓練所教務主任、所長も勤めている。また、日本でも董康の法学者としての名声は高く、董康は招聘に応じて中国古代刑法の講義のため日本にも赴いている。1933年（民国22年）、北平に移り、北京大学法科、国学研究所の教授をつとめた<sup>21</sup>。董康は日本法学界では中国法律の権威として尊敬されている。一方、中国学生は董康の弟子であることを誇りに思い、「莫不以出其門牆為榮」と言われている<sup>22</sup>。

---

<sup>17</sup> 会審公廨では同時に中国と西洋、二種類の法律が適用されていた。中国政府は会審公廨を通じて租界内における司法権をある程度保持し、西洋の植民地主義者は会審公廨を通じて領事裁判権を拡張し、領事裁判権を持たない無条約国の人々までを外国領事の保護範囲内に納めるようになり、租界内を外国人に奉仕する華人とそうでない華人に区別し、事実上外国人に奉仕する華人をも治外法権の保護対象とした。

<sup>18</sup> 『法學』季刊第三卷第五期に掲載された「新舊刑律比較概論」は上海法科大学での董康の講義録である。

<sup>19</sup> 董康「前清法制概要」、『法學季刊』、1924年、第2巻第2期。

<sup>20</sup> 董康「論秋審制度與歐美減刑委員會」、『法軌』、1933-1935年、第2巻。

<sup>21</sup> 「集成刑事證據法」（前掲注7、第748頁）によると、「繼改膺北京國立大學之聘，又若干年，苦於所定課程，競與知新，怠于溫故，徒呼負負。丁醜事變，風鶴之中，鎮攝心神，撰《中國歷代證據考》

上述のように、董康は司法実務経歴と法学研究成果によって、民国司法界において権威地位を築いた。しかし、中日戦争の勃発によって、屈折した運命をたどって、人生を閉じた。1937年（民国26年）12月、王克敏が中華民国臨時政府を創設すると、董康は常務委員に任じられた。翌年1月、司法委員会委員長となった。1940年（民国29年）3月、汪精衛による南京国民政府が成立すると、華北政務委員会委員に任じられた。しかし6月に、董康は王克敏とともに辞職し、以後、病気のため療養生活に入る。戦後、董康は病気療養中であったため、国民政府により直ちに裁判に付されることはなかった。1947年（民国36年）、北京東交民巷のあるドイツ病院で没した<sup>23</sup>。

このように董康は、近代中国の法律家、蔵書家、弁護士、文化人であった。司法畑の人でありながら、書誌学にも詳しかった。日本にたびたび渡航しては、中国では散逸し日本にだけ伝わっていた中国の古書を集め、それを中国へ持って帰って出版した。

董康の主な著作は法学論文のほか、書誌学の作品が多い。例えば、『書舶庸譚』、『毗陵掌故録』、『曲海総目提要』、『誦芬室初刻戯曲書刊叢書』、『誦芬室叢書』、『曲目韻編』、『盛明雜劇』、『敦煌石窟遺書』など枚挙にいとまがない。

董康の生涯の成果について、彼自身の言葉を借りて言えば、法律と文学という二つの分野にまとめることができる。

1933年（民国22年）12月28日、日本外務省東方文化局は董康の「中国法律史」シリーズ講演の円満終了を祝うため宴会を設けた。その場で、董康は次のように謝辞を述べた。

論吾華日兩國自隋唐以來親善之跡，載在史書，在座皆法文兩界俊彥，博學多聞，早已洞悉，無庸復述。茲就個人關係足為親善之實據者，為諸公陳之。自來談及鄙人之行曆，莫不以法律文學兩端為獎飾。竊以為法律一端，鄙人南中下士科第，濫叨習於案牘之塵勞，未聞名師之講貫。不過在新陳遭遞之秋，服官三十餘載。因襄助修訂法律事宜，迫於必要，始從事探討。迨謝政歸田為生活計，忝擁皋比。平心而論，則鄙人之研究，法律屬於強制性，不敢於松本博士前以法家自詡也。惟于文學一端，確系出於自然性，非強制性<sup>24</sup>。

董康が得意としたのは自ら語っているように、法律と文学の分野にまとめることができる。科挙に合格したものの公文書に没頭するばかりで、名師の講義を聞くこともなく、ただ新旧社会が交替する際に官職に三十余年ついて職歴を積んできた。当時修訂法律に従事するための必

---

一卷，凡六章：一、經史；二、唐律（附唐六典）；三、《宋刑統》及《宋會要》；四、《元典章》；五、明律；六、清律。」とある。

<sup>22</sup> 婁獻閣、朱信泉主編『民國人物傳』第十卷、中華書局、2000年、第178頁。

<sup>23</sup> 劉紹唐主編『民國人物小傳』第一冊、傳記文學出版社、1981年、第341頁。

<sup>24</sup> 前掲注3、第六卷、第28頁。

要に追われて研究を開始したわけである。また、政治から離れ、生計を立てるため法律の仕事をしてきた。董康の法律研究は外圧的なもので、松本博士の前で法家を自認することはなかなかできなかった。しかし文学は間違いなく内生的、自然的なもので強制力的ではないと述べたように、董康にとって法学より文献学が好んで接してきたことがわかる。

つづいて、董康の日本訪問について、検討してみたい。

董康の来日回数に関して、一般的には、七回と見なされている。後年の四回は『書舶庸譚』の記載によって、明確に裏付けられる。早年の三回について、蘇精教授は、「最初の一回は光緒二十八年法律館在任中で、二回目は辛亥革命時期の避難で、三回目は民国十二年の海外視察である」<sup>25</sup>との見解を示した。しかし、董康本人の記録によると、1934年1月まで来日回数は二十数回にもものぼる。中華民国二十三年（1934）一月十七日の董康日記には、「余航渡廿餘次，獨於本港（長崎）未及流覽」<sup>26</sup>と書いている。1934年一月までは、董康は、すでに二十数回も渡日しているが、長崎だけはまだ観光したことがないという意味である。この二十数回のうち、前述の七回に二回を補充して、九回の訪日の概要を知ることができる。

一回目は、光緒三十二年（明治 39、1906）に日本の司法制度と監獄制度を調査するための訪問である。このことに関して本論において視察経緯と視察成果の二節にわけて詳しく述べるためここでは省略する。

二回目は、光緒三十四年（明治 41、1908）に商法の専門家を招聘するための渡日である。根拠となるのは光緒三十四年十月四日に沈家本が上奏した「朱福詵慎重私法編別選聘起草客員折」である。日本の商法専門家を招聘するため、光緒三十四年三月に修訂法律館提調、大理院推事であった董康を日本へ派遣した。彼の滞在期間が半年になることが明記されている<sup>27</sup>。

董康の九回の渡日をまとめると、以下の通りである。

董康の渡日の一覧表

回数	時間	用件
第一回	1902年	法律館編修の在任中、日本司法刑律を視察し、京師法律学堂のために日本人教授を招聘する。
第二回	1906年4月～同年12月	日本の司法制度と監獄制度を視察する。東京小石川に泊ま

<sup>25</sup> 蘇精『近代藏書三十家』、傳記文學出版社、1983年、第67頁。

<sup>26</sup> 前掲注3、第276頁

<sup>27</sup> 沈家本「修訂法律大醫沈家本等奏議復〈朱福詵慎重私法編別選聘起草客員折〉、『政治官報』、光緒三十四年十月十五日第373號。

		り、島田翰と共に京都、奈良へ古書を捜し求める。
第三回	1911年～1913年	辛亥革命で日本京都へ避難する。生計を維持するために、蔵書の一部を日本巨商兼古籍収蔵家の大倉氏に売却する。
第四回	1908年3月～同年9月	法律館調査員として、日本の商法専門家を招聘する。
第五回	1923年	視察に欧米へ赴く途中、京都に寄る。
第六回	1926年12月30日～1927年5月1日	北伐戦争で軍閥孫伝芳に指名手配され、日本へ避難する。『書舶庸譚』1～4巻に記される。
第七回	1933年11月8日～1934年1月22日	松本蒸治などが組織した中国法制研究会の招きに応じ、日本東京学士院で「中国法制史」をテーマとしてシリーズ講演を行う。『書舶庸譚』5～7巻に記される。
第八回	1935年4月23日～同年5月18日	日本斯文会の招きに応じ、東京湯島孔子聖堂落成式に出席する。『書舶庸譚』8巻に記される。
第九回	1936年8月19日～同年9月15日	家族を率い、避暑に日本に赴く。『書舶庸譚』9巻に記される。

以上のように、記録に残った董康の来日は1902～1936年の間に九度に及ぶ。次にその第二回の日本監獄視察をめぐって検討してみたい。

## 二、日本監獄視察の経緯

まず董康の日本監獄視察の時代背景を紹介しておきたい。

近代中国において西洋の監獄制度を紹介した最も古い文献は『東西洋考毎月統計傳』（*Eastern Western Monthly Magazine*）であろう。『東西洋考毎月統計傳』は、1833年にドイツ伝教師郭実腊（K. f. A. Gutzlaff, 1803-1851、筆名は愛漢者）によって広州で創刊され、近代中国国内で出版された最初の中国語刊行物と言わる<sup>28</sup>。『東西洋考毎月統計傳』は西洋各国の歴史・地理・科学技術・宗教及び文学芸術を紹介した総合誌であった。当誌は晚清社会に相当な影響を与えた。鴉片戦争以降に出版された二種類の重要な地理著作、すなわち魏源の『海国図志』と徐繼畲の『瀛環志略』は『東西洋考毎月統計傳』から引用したものが多いとされる。

『東西洋考毎月統計傳』の道光十八年（1838）五月号に「侄答叔論監内不應過於酷刑」が掲載され、管見の限り中国における西洋監獄制度を紹介した最古の文献と考えられる。

昔有一好人，名叫侯活，為人平生專務遍地認真查明監牢，囚犯受苦受刑罰的人。他本是英吉利人，……不幸所駕之船，被法蘭西擒獲，他被收在法蘭西監內，受了許多苦楚，寢食皆

<sup>28</sup> 愛漢者『東西洋考毎月統計傳』、中華書局、1997年、道光戊戌年五月、第371-372頁。



廢。……周遊英吉利國各處，並到監獄查獄卒如何待囚犯，後將此情奏于王。歷年巡遊歐羅巴列國，已到過法蘭西、葡萄雅、西班牙、瑞典、俄羅斯等國監，將各事表彰通行世間，令人人知監內之惡弊。

すなわち、近代監獄改良運動の先駆者であるイギリス人の慈悲家ジョン・ハワード（1726～1790）について紹介されたものである。ハワードは、18世紀後半において英国人の犯罪者への関心を喚起させた一番重要な人物で、偉大な監獄改革家であった。彼は自らの拘禁経験と博愛主義の精神により、延べ6回にわたりヨーロッパ11カ国の監獄を歴訪した。その徹底した調査と観察にもとづいて、監獄の現状を記し、改革を提言する報告書をまとめた。ハワードの名は20世紀初葉の監獄学の著作に頻繁に見られ、広く中国社会に知られるようになった。これがおそらくハワードに関する最初の中国語文献であろう。

上述のように、近代中国における監獄改良に関する早期言論は主に伝教士・中国駐在公使・記者を中心として行われたことがうかがわれる<sup>29</sup>。また、19世紀後期から、海外使節へ派遣することにしがって、外国へ赴く中国官民は次第に増え、西洋の法政を視察するために、西洋文明成果のひとつとされる監獄まで足を運ぶ人がすくなくない<sup>30</sup>。西洋人と出国した中国官民の記載によって、国内にとどまる中国知識階層は大きな影響を受けて、中国の監獄制度を見直すようになったわけである。

したがって近代西洋監獄制度への啓蒙は、清末中国において広がった。光緒二十七年（1870）六月、兩江總督劉坤一と湖広總督張之洞は連合して三回にわたって上奏した変法策、いわゆる著名な「江楚會奏變法三摺」に監獄改良策を建言した<sup>31</sup>。具体策として、「恤刑獄（刑・獄の改革）」という項目の下に、「修監羈（獄舎を建てる）」、「教工藝（犯罪者に手工業技術を教える）」、「派專官（専門官吏を遣わす）」という措置がある。近代監獄制度における衛生、作業、管理の三要素に特化し、のちの清末監獄改良の手本となったといえよう<sup>32</sup>。

光緒三十一年（1905）三月二十日、沈家本は上記の二人の地方有力者の建言への返答として、「議復江督等會奏恤刑獄折」を提出した。そのうち、「修監羈」に対して、解決策を提案した。要約すれば、資金を調達して監獄を改修し、犯人の給与を定め、章程を明確に制定し、獄吏の

<sup>29</sup> 孔穎「晩清政府派遣の日本監獄視察団について」、『アジア文化交流研究』第5号、2010年2月、第529-544頁。

<sup>30</sup> 孔穎「19世紀後期における中国官民の海外監獄視察について」『アジア文化交流研究』第4号、2009年3月、第593-607頁。

<sup>31</sup> 朱寿朋編『光緒朝東華錄』、光緒二十七年八月、中華書局、1984年、4727頁。

<sup>32</sup> 沈家本、伍廷芳『最新法部通行章程』、『沈家本未刻書集纂』、中国社会科学出版社、1996年、第503-504頁。

不法を厳しく取り締まり、非公式な牢屋を撤廃し、監督を監獄へ派遣することなどの対応策を創成した<sup>33</sup>。

このため清朝廷は監獄改良の詔を發布した。この詔により、地方官僚に対し真剣に監獄改良に取り組み、うわべでは服従しながら陰では背くことを戒めた<sup>34</sup>。

中国伝統監獄の改良の火付け役が劉坤一と張之洞とすれば、清末中国の獄政改革の総設計師は沈家本にほかならない。

光緒三十三年(1907)、刑罰において、若干改革が執り行われた。つまり、自由刑を取り入れて、流刑に処されず、かわりに習芸所に働かせるようになった。そこで、新式監獄を建てて、死刑犯以外の既決犯人を監禁することが、危急の問題になった。

このような背景のもとに修訂大臣の沈家本と伍廷芳は董康ら一行を日本の監獄視察に送り出したのである。清政府の日本への監獄視察団の派遣は、監獄改良を法律文書にとどめず、具体的に実行して全国へ推し進めることにあった。日本視察は治外法権の撤廃のために近代法整備を目指す修訂法律館の既定方針であった。修訂大臣は日本視察の目的を、日本顧問を招聘することと日本法制改革の歴史及び実行を調査することに決定したのである。<sup>35</sup>1906年の日本裁判監獄視察団はこの方針の産物である。

光緒三十一年(1905)九月、沈家本と伍廷芳はこの視察団を派遣するために、上奏文を提出した。この上奏文においてまず視察の必要性を力説し、次に日本視察を建議し、続いて視察団の成員を推薦し、最後に視察内容を明確に定めている。日本の法律改正の最初は幾度もフランス・イギリス・ドイツ諸国へ視察に出かけ、西政法界の精髓を採取、導入し法典を作り上げた。その成功の原因を遡及すれば海外視察の功績は極めて大きい。中国と日本は地理的に近く同洲同文なので便利で最もふさわしい視察対象国と考えられた。刑部候補郎中董康・刑部候補主事王守恂・麦秩胤は中外の法律に通達し、人となり実質であるため、日本視察の理想的な人選であった。日本の法律家と交流し、修訂沿革や公布次第や民事刑事の分立理由など訳書に掲載されないものも学び取り、さらに法廷と監獄を実地踏査し、月ごとに報告した。日本視察は将来の新法実施に役立つとされた<sup>36</sup>。

光緒三十二年四月に一行は日本に渡った。同年十二月には前後して帰国している。翌年四月、

---

<sup>33</sup> 前掲注 33、第 503-504 頁。

<sup>34</sup> 前掲注 33、第 505 頁。

<sup>35</sup> 前掲注 7、462 頁。

<sup>36</sup> 朱寿朋編『光緒朝東華錄』、中華書局、1958年、光緒三十一年九月、第 5412-5413 頁。

沈家本は清廷に「調査日本裁判監獄情形折」を提出し、一行の日本視察のことを報告した<sup>37</sup>。この報告書によれば視察団の成員に変更があることがわかる。光緒三十一年九月に推薦した三人のうち、刑部主事王守恂は巡警部に人事異動したため、三十二年三月に再び上奏して、刑部郎中饒昌麟をかわりに派遣し、また日本法科大学学生熊垓を調査助手として指定した。同年四月、一行三人は自費で随行する刑部候補員外郎熙楨、四川綦江縣知縣区天相と共に首都北京から出発した。しかし、天津に着いた時、饒昌麟は病気で戻った。このため董康をはじめ、一行四人は日本へ渡航した。閏四月に東京に到着した。司法調査は対象項目多いため、学部で学務調査を依頼されちようど日本にいた刑部員外郎王儀通に手伝わせた。両国司法機関の最初の接触であったため、日本政府は非常に重視し、司法省は、参事官齋藤十一郎と監獄局事務官小河滋次郎を特派し、各裁判所及び監獄を案内しつづさに見学し、さらに司法省と監獄協会で開会講演した。沈家本は新しく設立された中国における最上位の裁判所である大理院に異動したため、人材不足のため董康一行の帰国を催促した。董康らは未完了の事項を熊垓に依頼し同年十二月に前後して帰国した。

視察団のことは上述の沈家本の上奏文の外に、沈家本の「裁判訪問録序」、熙楨の『調査東瀛監獄記』、王儀通の「調査日本裁判監獄報告書緒言」から、当時の視察状況を窺うことができる。しかし残念ながら判明したのはただ視察の大概である。董康の作品は、報告書というより、小河滋次郎の講義録のほうが適切である。そして熙楨の視察記は、逐日に書き記した日記ではなく、22頁の短い回想録といえる<sup>38</sup>。

沈家本は董康の訪日成果の一つである『裁判訪問録』に序言を書いている。この序言を上述の沈家本が呈上した上奏文「調査日本裁判監獄情形折」と比べると、内容がほぼ同じだが、光緒三十一年（1905）九月に日本視察の件を申請し、実際の訪日が翌年の四月に延期された原因について、序言には「館事殷繁於次年四月始克東渡」と記しているように、修訂法律館の仕事量の膨大さにあることがわかる<sup>39</sup>。

王儀通は、『調査日本裁判監獄報告書』の緒言を書いた。その中に董康を学名高い吳汝綸と並べ遊歴者の大家だと賞賛した。日本の法律家は董康との交流を通し、彼の学識に傾倒した。自国で認められず異国で認められるのは悲しいことである。王儀通は東京本郷区西須賀町に宿泊していた。董康が宿泊した小石川区餌差町まで遠くない。時々訪ね董康の勤勉な仕事ぶりを目

<sup>37</sup> 董康『調査日本裁判監獄報告書』、中國農工商部印刷科、1907年。

<sup>38</sup> 詳しくは次の拙稿を参照されたい。孔穎「晩清政府派遣の日本監獄視察団について」、『アジア文化交流研究』第5号、2010年2月、第529-544頁。

<sup>39</sup> 沈家本「裁判訪問録序」、『歴代刑法考 附寄篋文存』、中華書局、1985年、第2234頁。

のあたりにした。出かければ、齋藤、小河、岡田等の学者と法理を研究し、帰れば机に向い編集した。董康は仕事に専念し一刻の暇もなかった。董康は人付き合いがよく無かったため誇りは日本視察の前からすでにあり、帰国後は一層ひどくなった。同情した人もいたが、本人も多少危惧していた。しかし、沈家本は不遇にも関わらず学問に励む董康に大きな期待をかけていたのである<sup>40</sup>。

1906年の董康の日本監獄視察は近代において、中日法曹界の最初の接触であった。また董康は、視察団成員のうち最も官職が高かったため無論視察団の核心人物といえよう。

### 三、日本監獄視察の成果

1906年の董康をはじめとする日本法制視察団は、近代において中日法曹界の最初の接触である。以降、修訂法律館は引き続き日本へ法制視察団を送っている。たとえば宣統元年（1909）九月二十七日、修訂法律館科協の朱與汾が日本へ派遣され、駐日公使胡惟徳を通して日本司法省に照会し協力を求めた。しかし後世に及ぼす影響から言えば、1906年の董康一行の視察と比較にならない。客観的に見れば、董康らの1906年の日本法制考察は清末における司法制度及び監獄制度の改革に重要な参考を提供し深い意味を持つものであった。

次に清末監獄改良運動の本格化、近代獄制思想の伝播および日本監獄学家の招聘という三方面から論じてみたい。

#### （一）清末監獄改良運動の設計

董康の帰国後、沈家本は日本の監獄学を吸収し、日本監獄沿革と改良次第を勉強し、中国の国情に合うものを取り入れ、清末監獄改良策を制定し、董康の日本監獄調査報告書とともに上奏した。

『調査日本裁判監獄報告書』は、沈家本の奏摺二点（「調査日本裁判監獄情形摺」と「実行改良監獄摺」）、二つの報告書（「調査裁判清單」と「調査監獄清單」）、そして「付録」2種（松岡義正の『日本裁判所沿革大要』と岡田朝太郎の『死刑宜止一種論』）からなる。そのうち、集大成したのは無論、視察成果に基づいて翌年生み出された沈家本の「実行改良監獄摺」と「調査日本裁判監獄情形摺」である。

「調査監獄清單」は、小河滋次郎の講義録で、22項目にわけ詳細に記録している。<sup>41</sup>さすが

<sup>40</sup> 王寶平主編『日本政法考察記』、上海古籍出版社、2002年、第151頁。

<sup>41</sup> 目録は沿革、構造、刑罰、監獄定義、官吏、監督権、拘禁制度、犯罪者の分類、入監、検束、待遇、懲罰、賞与、通信、作業、工銭、衛生、出監、監獄統計、拘置監、未成年監、懲治場。

の沈家本は、董康らの日本監獄学のあらゆるものを網羅しているマイクロコスミックな視察報告書から吸取消化し、マクロの視点で、立法・司法と鼎足の関係をしている。内政外交においてもっとも肝心な要務である監獄の重要性を強調してから、四つの注意事項を説いた。つまり、新型監獄の建築、監獄官吏の育成、監獄法律の公布、監獄統計の編集である<sup>42</sup>。

沈家本は日本視察を通して、監獄改良の趣旨と方向を把握した。日本と西洋の監獄は勸善に、中国の監獄は懲悪に旨を置くのである。したがって、日本の監獄は従来への拘禁を主とする中国の監獄と違って、囚徒の年齢・罪質などによって分房制を採用する。犯人は衛生条件が完備している監獄におかれ、基本的生活ができ、一定の人権も保てる。それに、監獄が行政系統の管轄の下に置かれるのか、それとも司法系統の管轄の下におかれるのか、これが伝統監獄と近代監獄を見分ける分かれ目であることに気づき、沈家本は「調査日本裁判監獄情形摺」に紙面を惜しまずに司法独立を呼びかけた。中国では、監獄を含む司法のことは行政官が兼任するから、地方官吏は司法の専門知識に欠けるし、煩雑な日常事務に追われて自ら訴訟を裁いて監獄を監督することができないし、幕僚獄卒に任せて様々な問題を引き起こすわけである。沈家本はその弊害を一々と列挙しするどく批評した<sup>43</sup>。

上述のように、日本視察によって、司法独立や未決監既決監などの近代監獄の概念が晩清中国に導入された。翌年の光緒三十三年（1907）一月に、沈家本は未決犯を収容するために看守所を新設し、必要な法律知識を習得した人をその管理人に当てるようにと上奏した。この上奏は清政府に同意され、大理院の管轄下に看守所が設立された。また、遊民習芸所、罪犯習芸所、模範監獄、看守所の概念を明確に区分した。大理院に所轄する未決犯を収容する看守所に対して、遊民習芸所は治安処分なので、内政部に帰属し、罪犯習芸所と模範監獄は既決監で、法部に帰属することになった。

沈家本の「実行改良監獄摺」の柱となる四か条の提案、新型監獄の建築、監獄官吏の育成、監獄法律の公布、監獄統計の編集という内容は董康の『調査監獄清單』に書かれた「構造」「官吏」「監獄統計」などの章節とあわせてみれば、両者の淵源関係が一目瞭然となるであろう。したがって、模範監獄の建造、各省法政学堂に監獄一科を増設し獄務人才の育成、日本専門家の招聘、監獄律の制定など、一連の政策を打ち出した。

清末獄政改革が本格的に遂行され、各省が宣統三年（1911）までに模範監獄の完成を要請された。京師模範監獄は、光緒三十四年（1908）に地形踏査を行い、経費をあつめ、翌年正式に工事を始め1910年に竣工した。

---

<sup>42</sup> 前掲注 41、第 188 頁。

<sup>43</sup> 前掲注 41、第 153 頁。

監獄官吏の育成について、沈家本は「歐洲各國，監獄為專門之學，設立萬國協會窮年研究，精益求精，方進為已」と指摘し、欧米諸国において監獄を専門学と見なして、万国協会まで設立し研究を重ねてきたことを強調し、同時に「憾中國從未有人講求此學」<sup>44</sup>と行うように、中国では監獄学に励む人が一人もいないという遺憾を表した。そのため、沈家本は次の解決策を考え出した。つまり、各省の法律学堂あるいは既成の新監獄に監獄学堂を儲け、特別任用法を取り入れ監獄人材を育てるという考えである。<sup>45</sup>光緒三十四年（1908）五月に、沈家本が総括役を務める京師法律学堂には、京内外各監獄機構に管理人材を派出するため、監獄専修科を開設した。修業時間は二年と定められ、宣統二年（1910）五月に一期生が卒業した。120名の学員のうち、不合格者を除いて、最優等5名、優等14名、中等24名、下等26名、合計69名卒業した。すなわち、合格率が57.5%にとどまったことからわかるように審査の厳しさがうかがわれる。卒業者は都の監獄機構に採用され、監獄改良事業及び管理執行に取り組む人もいれば、地方の監獄機構に就職する人もいた<sup>46</sup>。

ここで特筆しておきたいのは、この監獄専修科の教学上の質的向上をはかるために、日本の監獄学家の小河滋次郎と岐阜典獄の中村襄を教員として招聘したことである。

監獄法の立法について、古代中国では従来より独立した監獄法典がない。沈家本が修訂法律大臣に就任して以降、古代中国の「諸法合体」の成文法律編纂の伝統を打ち破った。沈家本の考えでは、監獄法は刑事諸法においても重要な地位を占めている。宣統二年（1910）、『大清監獄律草案』は著名な日本監獄学者小河滋次郎によって制定された。内容と目次からみれば、西洋各国の進んだ行刑思想と制度を最大限に取り入れたもので、当時の先進国に劣らない近代法律といえよう。残念ながら実施に至らなかったが、1913年の『中華民国監獄規則』にも、1946年の『監獄新刑法』にも、大いに参考されていることはいうまでもない。

## （二）近代獄制思想の伝播

帰国後、董康は『調査日本裁判監獄報告書』『監獄訪問録』『獄事談』という三種類の重要な監獄学書籍をまとめ、明治日本の監獄制度について詳しく紹介した。これらの書物は清末監獄改良に無論大きな影響を与えた。

『調査日本裁判監獄報告書』は前述したので、ここで略する。このうちの「調査監獄清單」

<sup>44</sup> 沈家本「與戴尚書論監獄書」、『寄篋文存』、台湾商務印書館、1976年、卷五、第23頁。

<sup>45</sup> 「修訂法律大臣沈家本奏實行改良監獄宜注意四事折」、『清末籌備立憲檔案史料』、中華書局、1979年、第832頁。

<sup>46</sup> 「法部奏酌擬監獄専修科畢業生分別委用辦法摺」、『政治官報・摺奏類』、宣統三年九月二十二日、第1074号、第5頁。

は皇帝に上奏するために次に述べる董康の『監獄訪問録』の内容をまとめたものと考えられる。

上海図書館で見出したのは残念ながら「宣統紀元仲春仿聚珍版」の『裁判訪問録』だけであった。『裁判訪問録』は日本司法省参事官齋藤十一郎の『日本裁判所構成法』の翻訳なので、「齋藤十一郎著」と明記されている。『監獄訪問録』は北京大学法学院教授李貴連の「近代中国法律の変革と日本影響」によると、「『監獄訪問録』はすべて小河滋次郎の講演である。小河の講義は詳しくて、理論もあれば、図解と事例説明もある。中国の様子と比べながら説明するから、分かりやすい。」<sup>47</sup>また、沈家本は「監獄訪問録序」を書いた。この序言によると、内容は前編の総論七章と後編の各論十五章からなり、主旨は「監獄者、感化人而非苦人、辱人者也」にあることがわかる<sup>48</sup>。

『監獄訪問録』は小河滋次郎の代表作『監獄学』の略本といえよう。小河の『監獄学』も総論と各論という二編からなるので、小河が董康らに講演するために、自作の『監獄学』を要約してできた講義ではないかと考えられる。

『獄事譚』も小河滋次郎の著作で、董康が訳したものである。董康が訳した原書は見当たらないが、小河の原著を見ると、日本監獄史と西洋監獄史に対する考証のほか、近代監獄管理に関する本人の経験論をまとめたものである。この本の収蔵者によると、該書は出版せず、修訂法律館のガリ版刷り線装稿本で、光緒三十三年（1907）と記されている。印刷用インクが黒で、書籍の前小口の下に「修訂法律館稿本」という七字が印刷され、書中に時には「京師官書局排印」という文字があるので、当時修訂法律館の本が京師官書局によって印刷されることは推定できよう。印刷用紙はほとんど日本産の「有光紙」で、清末官書局が最もよく使った安価な紙であった<sup>49</sup>。

### （三）日本監獄学家小河滋次郎の招聘

日本視察のもう一つの無視できない成果がある。前にも触れたが、それは日本顧問の招聘である。董康は「中国修訂法律之経過」に当時の日本視察を振り返っている。それには「康銜命東航数度，計先後聘得法学博士岡田朝太郎・松岡義正・小河滋次郎・志田鉀太郎，充館中顧問暨學堂教習」とある<sup>50</sup>。すなわち小河滋次郎らを修訂法律館顧問兼京師法律學堂教習として招聘したことも董康の渡日による成果である。

<sup>47</sup> 李貴連「近代中国法律變革與日本影響」、『比較法研究』、1994年第1号。

<sup>48</sup> 沈家本「監獄訪問録序」、『寄篋文存』卷六、中華書局、1985年、第32頁。

<sup>49</sup> 田濤『第二法門 學術與隨筆』、法律出版社、2004年、第213頁。

<sup>50</sup> 前掲注7、462頁

1906年の清国の日本監獄視察団を接待する日本側の任に当たったのが、監獄局事務官小河滋次郎である。小河は懇切に監獄改良の方策を一行に説き、厚い信望を集め、1908年5月から1910年5月にかけてまる2年間北京に招かれ、清国の獄務顧問に任じられた。小河の経歴と清国での業績は、拙稿<sup>51</sup>において明らかにしたためここで省略する。

ここでは小河滋次郎の招聘が、董康の訪日によったものであることを考証したいと思う。

#### (1) 董康と沈家本の信頼関係

董康の訪日は、沈家本が中国法律の近代化を図るために、片腕として派遣されたと考えられる。訪日の翌年1907年10月、董康は沈家本に修訂法律館の提調に抜擢され、清末修訂法律の具体責任者の役を演じた。董康本人は昇進のことについて、日記に何回もふれたことがある。たとえば、「前清團匪事變，國家銳意修訂法律，愚承歸安沈寄篋預知遇，令提調其事。」<sup>52</sup>とあり、また「本館復興，沈大臣擢康為提調」<sup>53</sup>とある。

また光緒三十二年（1906）五月に開かれた京師法律学堂にも、管理大臣沈家本に次ぐ「教務提調」<sup>54</sup>とある教務を取り締まる重要な役を司っている。

さらに保守派との闘いで、董康は投獄される危険にさらされても、上司沈家本を支持していた。これについて、董康は「民国十三年司法之回顧」で当時のことを振り返っている。

余痛斯積弊，抱除舊佈新主義，・・・陽為徵引載籍，其實隱寓破壞宗旨。當時引起新、舊兩黨之爭，被人攻撃，亦以余與歸安沈公為最烈，且屢列彈章<sup>55</sup>。

外部の新旧闘争だけでなく、修訂法律館の内部闘争でも、董康は恩人沈家本を支えていた。清末新政において、日本を手本として進んだが、もう一人の修訂法律大臣伍廷芳は、英米法を参照にして法律を修訂すべきだと主張していた。最も典型的な例は光緒三十二年にできた「大清刑事民事訴訟法草案」である。この草案は法律館が起草した新しい法典で、伍廷芳が最も心血を注いだ作品だと言われている。陪審制を取り入れるべきかどうかという問題をめぐって、二人の修律大臣の間に激しい論争が行われた。伍廷芳は沈家本の部下董康に強く反対された。

---

<sup>51</sup> 孔穎「晚清政府派遣の日本監獄視察団について」、『アジア文化交流研究』第5号、2010年2月、第529-544頁。

<sup>52</sup> 前掲注7、第360頁。

<sup>53</sup> 前掲注7、第462頁。

<sup>54</sup> 東京大学東洋文化研究所仁井田文庫所蔵の「法律学堂同学録」によると、当時の教職員は管理大臣沈家本の下に、提調5名即ち董康（教務提調）、曹汝霖（元教務提調）、王儀通（文案提調）、許受衡（元文案提調）と周紹昌（庶務提調）、監学3名即ち呉尚廉、熙幀と張元節、図書樓管理員1名は章震福、教員は岡田朝太郎、松岡義正、吉同鈞、姚大栄、汪有齡、錢承志、江庸和と張孝移の8名で総計18名であった。

<sup>55</sup> 前掲注7、第713-714頁。



沈家本は、この紛争のために北洋大臣袁世凱にも問い合わせた。これに関して、袁の高級幕僚張一麐は「修訂法律館大臣為伍廷芳、沈家本、伍擬刑事訴訟法草案用陪審制、沈不謂然、乃問諸北洋。…董君康自京之日本、過余、力言陪審制不宜於吾國」と記している<sup>56</sup>。

一方、沈家本は董康のことを、仕事上の片腕だけでなく、友達とも見なしている。二人は古代中国の法律文献に同じ趣味を持っている仲間同士からである。たとえば、沈家本は董康が日本から持ち帰した『日本享保本明律』に後書きを書いた。その中に、「吾友董綬金奉使東渡、曾觀其國庫所藏書、《明律》有六十餘種之多、可為巨觀」<sup>57</sup>とあり、董康のことを「吾が友」と称する。董康は日本の司法視察に派遣されるたびに、古代中国の法律文献を探し、その収穫を沈家本と共有していたことが分かる。また、『刑統賦解』は董康が最初に見つけて、書き写して、沈家本に贈った。

宋傅霖刑統賦解二卷鈔本。…董授金推丞得之、抄寫一通、持以相贈。…宣統辛亥秋初沈家本跋<sup>58</sup>。

要するに、董康は沈家本にとって、仕事上においては欠くことの出来ない片腕で、趣味においては法律文献の書誌学の同志でもあったから、多いに信頼されていた。董康は1906年の訪日によって親交を深めた小河滋次郎を清国獄務顧問として薦めたことに対し、沈家本は「監獄訪問録序」に、小河滋次郎を「日本監獄家之巨擘」と称し、董康の推薦を素直に聞き入れたのであろう。

## （2）岡田朝太郎の招聘に関する記録

小河滋次郎と同じく清末法制改革の顧問として招かれた岡田と志田の招聘に董康が直接に関与した記録が存在する。したがって、小河もそうではないかと推定できよう。

岡田「清国ノ刑法草案ニ付す」の記載によると、岡田の招聘契約書は1906年董康の日本訪問中に調印されたようである。「光緒三十二年ノ春、法制調査ノ為メ、我国ニ渡来シヌル熙幀、麦秩巖、董康ノ三氏ヲ介シテ、予ヲ雇入ルルノ契約ヲ取結ハミメキ」<sup>59</sup>とあることから明らかである。

## （3）志田鉀太郎の招聘に関する記録

1907年11月、翰林院侍読学士朱福誥は梅謙次郎を民商法起草員として清政府に推薦した。清政府は朱の上奏文を修訂法律館に発送して検討させた。法律館は志田の招聘を決定して、朱の

<sup>56</sup> 張一麐「刑事訴訟法之確定」、『古紅梅閣筆記』、上海書店出版社、1998年、第44頁。

<sup>57</sup> 沈家本「日本享保本明律跋」、『歴代刑法考 附寄籙文存』、中華書局、1985年、第2264頁。

<sup>58</sup> 徐俊纂輯『敦煌詩集殘卷輯考』、中華書局、2000年、第664頁。

<sup>59</sup> 李貴連『近代中国法制與法學』、北京大学出版社、2002年、第109頁。

意見を否決した。沈家本の光緒三十四年十月四日に提出した「議覆朱福詵奏請慎重私法編訂由」によると、

今年（1908年）三月、館事粗定後、派今臣館提調、大理院推事董康、前赴日本詳細訪察、該員在日本將及半載、深悉梅謙次郎為該國政府隨時顧問必不可少之人、斷非能輕易聘用。訪有日本法學博士志田鉀太郎、為商法專家、名譽甚著、稟經臣等公同商酌、聘充臣館調查員。電請出使日本國大臣胡惟德、妥定合同、約其來京<sup>60</sup>。

とある。つまり、董康の半年にわたる訪日調査によって、梅謙次郎が日本政府にとって顧問として欠くことのできない人であり、容易に招聘できないことがわかったため、代わりに日本商法専門家である法学博士志田鉀太郎を招くことに決めた。

董康と志田の二人の友情は董康の推薦で志田が清国に招聘された時から始まり、民国二十二年までも続いていた。董康の日記によると、民国二十二年十一月十三日に、

志田由一宮來、饋優美食品、彼此慰勞。志田語錫堂曰：余與董君勝於親類。則我二人交誼之摯可知矣<sup>61</sup>。

とある。1933年11月から翌年1月まで、松本蒸治などが組織した中国法制研究会の招きに応じ、日本で「中国法制史」のシリーズ講演を行う。その間、二人は旧交をあたためた。その日、志田氏は見舞いにおいしい食品をもってきて、董康とは親類みたいな関係だと明言した。

#### （4）小河滋次郎の招聘に関する記録

上記の（2）と（3）から、日本法学家の招聘が当時董康の訪日目的の一つで、小河滋次郎も董康が1906年の訪日によって招聘したのではないかと推測できよう。小河の招聘について、直接関連した記録は、董康本人が記した「中国修訂法律の経緯」という文章に見出すことができる。「康銜命東航數度、計先後聘得法學博士岡田朝太郎・松岡義正・小河滋次郎・志田鉀太郎、充館中顧問暨學堂教習。」<sup>62</sup>と数回にわたる董康の公務訪日によって、先後して合計四人の法学博士、岡田朝太郎・松岡義正・小河滋次郎・志田鉀太郎を法律館顧問兼ね法律学堂教習として招聘したという意味である。つまり、岡田と志田のほか、小河と松岡の招聘にも董康が関与したことは明らかであろう。

### おわりに

董康の一生を回顧すると、清末新政の十年間、彼の黄金時期といえよう。民国に入って、

---

<sup>60</sup> 前掲注 27。

<sup>61</sup> 前掲注 7、第 214 頁。

<sup>62</sup> 前掲注 7、第 462 頁。

董康は元清朝の上司沈家本が就任していた地位にあたる法曹界の頂点である司法総長に登りつめたが、日本や欧米で系統的な法学教育を終えた留学生が主流となった民国時代においては時代遅れとなり屈折した人生を辿っている。

「近世士大夫、多不习法」と言われるように、中国において近世以来、法学が軽視されてきた。この状況は清末になり、京師法律学堂をはじめとする近代法学に関する教育施設の創設によって大きく変化した。清華大学法学院教授許章潤の研究によると、約百年間の法学界から五世代の法学家が生まれたとされ、董康は沈家本・伍廷芳・梁啓超と並べ第一代に位置づけられている。第一代の法学家の共通点は、清末民初の新旧交替期に、「伝統—近代」、「西洋—東洋」という東西古今の深刻な問題を抱えながらも活躍したことにあるとされる<sup>63</sup>。

董康は、中国の法学留学生がまだ十分に育成できていなかった清末新政において、伝統法曹界で職歴を積み豊かな実務経験を持ち、数回にわたる日本法制界の視察によって、近代的な法律知識を備え大活躍したのであった。

清末の監獄改良を例にすれば、董康は、監獄管理の実務経験と明治日本の近代監獄知識を同時に備えた最適の人物であった。光緒二十七年（1901）、提牢庁主事に抜擢され、監獄の現場管理を司った。董康の回想文によると、董康は「恩威並用」という厳しくも情け深い管理原則に基づき、獄卒を監督し、囚人の虐待を禁じた。庁署は監獄から遠いにもかかわらず、日に五、六回も視察に監獄へ足を運んだ。死刑犯を優遇し、毎日豚肉を食べさせ、回教徒には羊肉を提供した。徒刑囚と一年余接したのちに提牢庁を離れても、彼等のことを気にかけていた。死刑執行の直前に死刑囚を見舞っている。囚人は皆立ち上がり丁寧に礼を述べ、泣いた者もいた。董康は死刑執行の惨状を見かね悲しくなり立ち去ったと言う<sup>64</sup>。

董康の1906年の日本監獄視察は、中日法曹界の最初の接触で、重要な意味を持っている。帰国後、沈家本は董康の視察報告を参考にし、監獄改良の綱領を定め、本格的に監獄改良を展開させた。視察報告書のほかに、董康の翻訳書や著作も中国国内に広がり、近代的な獄制思想が伝播した。さらに董康が推薦した小河滋次郎は、清国赴任中の二年間、監獄学の専門人材の育成、京師模範監獄の設計、大清監獄則草案の起草などに尽力し中国監獄の近代化に大きな貢献をした。

上述のように董康の日本監獄視察は、中国における監獄の近代化において重要な役割を果たしたと言えるであろう。

---

<sup>63</sup> 許章潤「書生事業 無限江山——關於近世中國五代法學家及其志業的一個學術史研究」、『清華法學』、2004年第1号。

<sup>64</sup> 前掲注7、第449—450頁。

**Abstract:** In the New Deals of the Later Qing Period, Dong Kang was a remarkable official who had been sent to visit Japan frequently to study its legal system, particularly its jail system. Compared with the younger and more radical overseas students who were yet to return to China, gentlemen-officials with short overseas experiences seemed to the Imperial Government more reliable, Dong Kang being a good example. The present thesis first describes the life of Dong as a man living and torn between the Old and the New, the East and the West, with special attention to his experiences in Japan; the thesis then focuses on Dong's 1908 visit to Japan and his investigation of the jails there, which marked the first contact between the legal circles of the two nations, with significant influence to China's modernization of the jail system. The thesis also wishes to clarify the function that Japan played as media through which China learned from the Western civilization for its modernization.

**Key Words:** Dong Kang, Shen Jiaben, Meiji Japan, jail investigation, New Deals of Later Qing Period